調査に関する事前評価 (未実施)

令和3年度 公共事業事前評価調書

。事業説明シート

街路事業「街路事業(国補)] 事業箇所 甲斐市中下条

地区名

(都)田富町敷島線 (中下条 || 期 | 区)

事業主体

国補

(区分)

山梨県

県単

(1)事業の概要

①課題・背景

事業名

- ・(都)田富町敷島線は、甲斐市を南北に縦貫する延長約8.9kmの道路で、甲府都市圏域を中心とした 幹線道路ネットワークの一部を構成するとともに、地域住民の生活道路として重要な役割を担ってい
- ・当該路線は慢性化している渋滞の解消および新山梨環状道路へのアクセス道路としての利便性向上 が期待される路線として随時整備が進められてきており、本区間のみが未整備となっている。
- ・また、本区間は、小中学校の通学路となっており、歩行者の安全確保のためにも早急な整備が望ま れている。

②整備目標 · 効果

口主要目標 〇市街地内の交通の円滑化

自動車交通量 11.681台/12h(H27センサス)>7.838台/12h(平日)以上※ 混 雑 度 1.72 (H27センサス) >1.25以上※ ※評価基準値

□副次目標 ○歩行者等の安全性の確保

歩行者・自転車交通量 243人台/12h(H27センサス)>93人台/12h以上※ 自動車交通量 11,681台/12h(H27センサス)>3,428台/12h(平日)以上※ 小中学校からの距離 0.3km<概ね1km以内※ ※評価基準値

現況の歩道幅員 1.1m(区間平均)<1.4m未満※ □副次効果 ○良好な景観の創出(電線類の地中化)

〇バリアフリー化の促進(視覚障害者の誘導表示等の設置)

○ライフラインの強化(電線共同溝による統合整備)

③月標達成の方法

甲斐市中下条におけるL=560mについて現道拡幅 車線数2→2 無電柱化1,750m(両側) 車道幅員2.7m→3.0m 路肩幅員0.5m→1.5m 歩道幅員1.1m→3.5m

(2)整備内容

①整備内容 道路改良 L=560m W=6.0(16.0)m 電線共同溝 L=875m (両側L=1,750m)

②着手年度 令和4年度 **③完成見込年度** 令和13年度

④総事業費 約2,600百万円(国費1,430百万円(5.5/10)県費1,170百万円(4.5/10))

⑤年度別の整備内容 (事業費)

令和4年度~令和5年度 詳細設計•用地測量•用地調查 60 百万円 令和6年度~令和10年度 用地取得•物件補償 1.040 百万円 令和7年度~令和13年度 道路改良•電線共同溝 1,500 百万円

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費

- 富竹丁区 I=1390m H23~R8 約55億円
- ◆仲新居工区 L=445m H25~R7 約17億円

(3) 中・長期計画等の位置付け

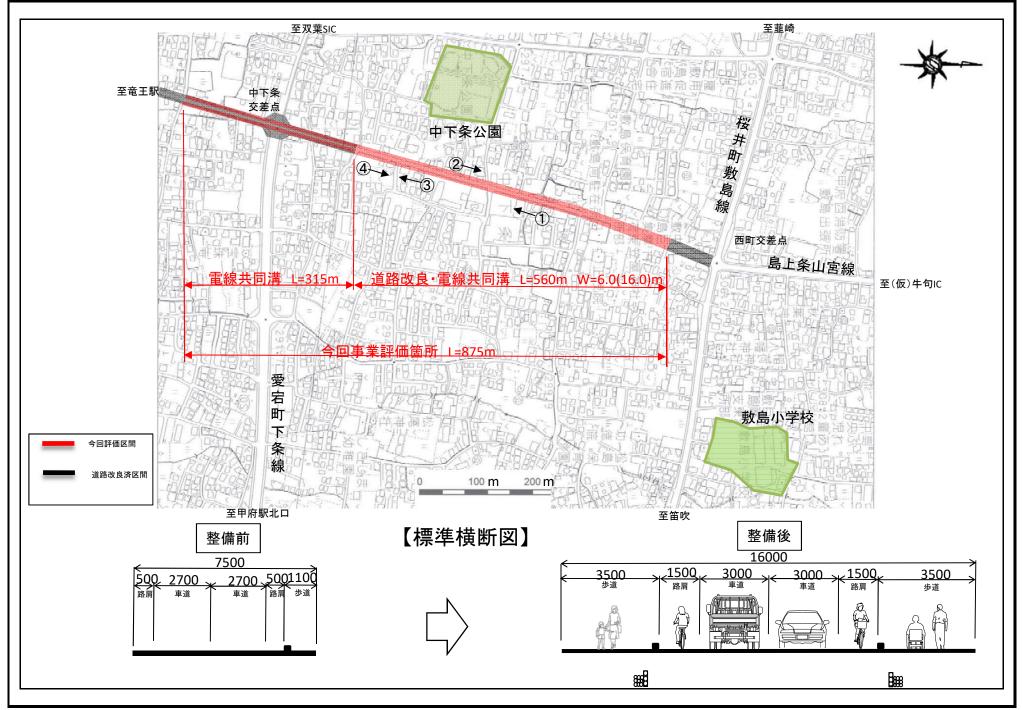
- •「山梨県総合計画」(令和3年改定)
- •「山梨県強靱化計画」(令和2年3月改訂)
- 「山梨県社会資本整備重点計画(第4次)」(令和3年3月改定)
- ・「山梨県道路の整備に関するプログラム」(令和3年3月改定)
- 「山梨県無電柱化推進計画(第7期)」(令和3年1月改定)

(4) 事業位置図等



2.評価シート (1)公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) 〈俀当〉 妥当でない〉 (5) 整備手法の有効性 〈**俀**当**〉** 妥当でない (理由) (理由) 現道敷地を有効活用することで周辺への影響をなるべく小さくするとともに、 甲府都市計画区域の重要な幹線道路であるとともに、地域の生活道路としての役割を 経済性に優れた最も妥当な計画とした。 担う路線であり、社会的受益は大きく極めて公共性が高い。 (2) 事業執行主体の妥当性(県が行うべき事業か) 〈俀当〉 妥当でない〉 (理由) 当該路線は、県道であるため道路法第15条、都市計画法第59条第2項の規定より、 〈有(無) 口他の整備手法の有無 県が施工することは妥当である。 (状況) 当該区間は現道拡幅として、都市計画決定されている。 (3)経済効率性 妥当でない〉 また、新たなバイパスは人家等の密集地域であり、家屋や工作物の移転補償に (理由) 更なる費用が必要となるため、経済性にも優れた計画である。 総事業費 百万円 基進年 2,600 工期 R4~R13 **R3** 1,348 百万円 便益 費用 1,622 百万円 経 建設費 百万円 走行時間短縮 1,318 1.515 百万円 済 維持管理費 百万円 百万円 30 走行経費減少 61 効 0 百万円 交通事故減少 (6)環境負荷等への配慮 〈**妥当**〉 妥当でない 率 性 その他※ 42 百万円 (理由) B/C 当該工区は市街化された地域内であり、自然環境への影響は少ない。 ※その他は、CO2排出量削減便益、都市空間快適性向上便益 費用便益比(B/C)は、国の採択基準1.0を超えている。 電線共同溝は便益が算出できないため、経済効率性の算定対象としていない。 〈俀当〉 (4) 事業実施・規模の妥当性 〈俀当〉 妥当でない〉 (7) 事業計画の熟度 妥当でない (理由) (理由) 本路線は、都市計画道路として昭和43年に都市計画決定され、整備済み区間に挟ま れた区間の整備であることから妥当である。 都市計画決定済み(S43決定)路線であり、地域の本計画への認知度は高 □同等施設等(計画を含む)の有無 〈有(•無)〉 ・整備済み筒所に挟まれた工区であり、地域の整備に対する期待は高い。 (状況) 〈俀当〉 妥当でない なし 《総合評価》 口必要整備内容とその根拠 (状況) 7項目全て妥当と評価されることから、実施が妥当と判断する。 域:改良済み区間に挟まれた必要最低限の区間とした。 道路構造:幅員等規格は山梨県県道の構造基準を定める条例による。

3.添付資料シート(1)



3.添付資料シート(2)

① 混雑時の様子



② 路肩を通行する歩行者



③ 見通しが悪く危険な県道への流入状況



4 歩道が途切れている箇所の状況

